

愛媛県立しげのぶ特別支援学校及び愛媛県立子ども療育センター
エレベータ保守点検業務 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 応募資格

知事の審査を受け令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者。
- (3) 日本オーチス・エレベータ株式会社製エレベータの保守点検業務経験を有する者。
- (4) 緊急時に60分以内の対応ができる営業拠点を有する者。
- (5) 遠隔点検・監視装置を設置し、点検及び監視を行うことができる者。
- (6) 過去2年間において、国及び地方公共団体等との間に当該業務の委託契約を数回以上締結し、誠実に履行した者で、入札参加資格確認申請書（様式1）の提出により入札の参加を認められた者。

（入札参加資格確認申請書の提出先、提出期限等は別記中1のとおり）

2 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、「入札説明書」、「契約書(案)」、会計規則、運用基準等を熟覧のうえ、入札しなければならない。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 入札書の受領期限
別記2(1)のとおり。
 - イ 入札書の提出場所
別記2(2)のとおり。
 - ウ 開札の日時及び場所
別記2(3)のとおり。
- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を中止し、又は延期することがある。
- (6) 入札金額は、受託業務に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (8) 入札参加資格者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者又はその代理人が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (9) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(8)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (11) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場

合のほか、入札会場を退場することはできない。

- (12) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (13) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (14) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を行う。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。
- (15) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退書（様式4）を、入札執行者に直接提出することにより申し出るものとする。再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (16) 入札参加資格者又はその代理人は、提出する入札書及び委任状において、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載すること。（鉛筆書きによる記載は不可。また、書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。
- (17) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (18) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (19) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加資格者及びその代理人は、異議の申し立てはできないものとする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。（関与した全ての入札が無効）
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。（関与した全ての入札が無効）
- (4) 入札書及び委任状において、業務名称に重大な誤りのあるとき。
- (5) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないとき。（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
 - （参考）代理入札において、よく見られる無効の例
 - ア 代理入札であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を封入して持参したとき
 - イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
 - ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき
 - エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）
 - オ 委任状に代理人の印がないとき
 - カ 入札書に代理人の印がないとき
 - キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）
 - ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき など
- (7) 入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (8) 入札金額を訂正して入札したとき。
- (9) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかったとき。
- (11) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (13) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたと

き。

(14) 入札者が入札に関し学校の担当者の指示に従わなかったとき。

(15) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反したとき。

4 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、学校長及び所長が定める予定価格の制限の範囲内の最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、入札執行職員が実施するくじにより落札者を決定するものとする。

(3) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の最低の価格で入札をした者を落札者としがない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としがない場合は、予定価格の制限の範囲内の最低の価格で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とする場合がある。

(4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

(2) 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

6 契約書の作成

(1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名・押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

8 その他の事項

(1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

(2) 1の資格審査に関する事項の照会先並びに申請先は次のとおり。

愛媛県立しげのぶ特別支援学校

〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135番地（電話 089-964-2258）

別記

1 入札参加資格確認申請について

(1) 提出書類

- ・「入札参加資格確認申請書」（様式1）

なお、入札参加資格確認申請書の内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 提出先及び提出期限

令和5年3月22日（水）午後4時30分までに、下記3の場所に持参又は郵送。

期限必着にて提出すること。

(3) 入札参加の可否の通知

確認申請書の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに申請者へ通知する。

2 入札書の提出場所等

(1) 受領期限

令和5年3月29日（水）午前9時59分まで

(2) 入札書の提出場所

愛媛県立しげのぶ特別支援学校 事務室

(3) 開札の日時及び場所

令和5年3月29日（水）午前10時

3 事務を担当する部署

愛媛県立しげのぶ特別支援学校 事務課

住 所 〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135番地

電話番号 089-964-2258